# 日本臨床歯科学会

# 新型コロナウイルス感染予防 ガイドライン

(2021年2月作成)

学会主催の催物・集会(理事会、各種委員会、例会等)において催物・集会開催の目安人数 上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

# ① 人数上限の目安

1000 人未満とするが、緊急事態宣言発令時および感染拡大時にはリモート開催を原則とし、フィジカル開催、ハイブリッド開催時は関係各所と協議の上、定員を決定する。

# ② 収容率の目安

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合、観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物・集会の形態であることを前提に、収容率は50%以内を目標とする。これまで類似のイベントの開催 実績において、過去に感染者の拡大が発生していないこと。またイベント主催者において、感染防止対策が**業種別ガイドライン** (https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf) に盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

# ③イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化 について

イベントの大規模化等に伴い、万が一、クラスターが発生した場合の医療ひっ迫等の影響も想定されることから、より一層の感染防止策の強化 を図ることとする。また、今後の感染拡大防止対策等の強化につなげる観点から、イベントでの大規模クラスターが確認された場合についても、可能な範囲で、チェックリスト等を活用しながら、関係各府省庁に確認された感染防止策の実施状況等を共有するよう努めること。

催物・集会における感染防止対策 (原則収容率 50%以内とする)

## 1 原則不織布マスク常時着用

• マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。\*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布を行い、マスク 100%を担保。

## 2 大声を出さないこと ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。

隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提)\*演者が講演を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)

#### 3 手洗

• こまめな手洗の奨励

# 4 消毒

• 主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

# 5 換気

• 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

# 6 密集の回避

- ●入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 \*必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を 構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制 限
- •休憩中の喫煙は原則禁止、または人数制限を行なった上での喫煙所を利用すること

#### 7 身体的距離の確保

● 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客 グループ間(4名以内に限る) では隣人との距離を 1.5m 空けて席を配置し、グループ間も 1.5m 空ける

#### 8 飲食の制限

- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、原則禁止とする。や むを得ず食事を取る際は1グループ4名以内とし、食事中の会話は禁止とする
- なお会場にペットボトル等持ち込む場合、会場では廃棄せずに必ず持ち帰ること

#### 9 参加者の制限

- 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 \*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知すること
- 参加者は医療系学会であることを十分に考慮した上、二日酔いで参加しないなど常識的な行動をお願いする

#### \*参加条件

- 入場時の検温で37度以下であること(平熱が高い場合はこの限りではない)
- 現在風邪に似た症状、味覚、臭覚の異常およびだるさや息苦しさがないこと
- 直近2週間以内で発熱および体調の変化はなかったこと
- 直近2週間以内に海外の渡航歴がないこと
- 直近2週間以内に COVID-19 感染者と接触がないこと
- 直近2週間以内に感染の疑いで PCR 検査を受けていないこと
- 妊娠していないこと
- 原則的には上記1つでも抵触している者には入場を断るが、入場制限担当者を決め総合的な判断を行うこととする。 なお入場をお断りする者には、有料時払い戻しをする

# 10 参加者の把握

- 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスの奨励 \*アプリの OR コードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
- また50名以上の大規模催物・集会時はブロック毎観客を配置し、クラスター発生時の濃厚接触者を特定できるようにする

## 11 演者の行動管理

- 有症状者は出演を控える
- 演者・観客等が休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれが あるイベントについては開催を見合わせる
- 感染予防の観点から演者が使用するマイク、レーザーポイントの共用を禁止する。止むを得ず使用する場合はアルコール消毒等を行う

# 12 催物前後の行動管理

- イベント前後の感染防止の注意喚起 可能な限り予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
- 13 ガイドライン遵守の旨の公表 ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う 旨、HP 等で公表
  - 参加者は催物・集会時において感染防止のガイドラインを徹底すること、また当日は原則主催者の指示に従 うこととする

以上

上記ガイドラインは感染状況や新たな知見が得られた際には変更もある。